

お知らせ掲示板

くらし

お引っ越しが決まったら 上下水道局へ連絡を

上下水道の使用を始める場合や止める場合は、上下水道局への連絡が必要です。

■使用開始のとき

転居先の玄関前(郵便受け)にある使用申込書を郵送するか、電話またはインターネットで手続きをしてください。

■使用中止のとき

最後に使用する日の4~5日前までに検針票などに記載してある「水せん番号CD」を確認のうえ、電話またはインターネットで手続きをしてください。

詳しくは、上下水道局ホームページへ。

☎ 上下水道局お客さまセンター (☎ 381-1118)

(料金課 ☎ 381-1099)



犬も引っ越しの手続きを

生後91日以上犬を飼っている方には、犬の登録と、年1回狂犬病予防注射を受けさせることが、法律で義務付けられています。

引っ越しで犬の所在地が変わった、譲渡で犬の飼い主が変わったなど、登録情報が変わった場合は、変更後30日以内に変更届を提出してください。引っ越しの手続きは、転入や市内間転居の場合は市動物愛護センター、転出の場合は転出先の市町村へ。

また、犬が死亡した場合は、死亡届の提出が必要です。
(市動物愛護センター ☎ 380-2153)

引っ越し等に伴う一時多量ごみは、 ごみステーションへ出せません

市の処理施設に持ち込むか、市の許可を受けた業者に処理を依頼する、複数回に分けて出すなど、ごみ出しルールを守って正しく処理してください。

■一時多量ごみの目安

45L袋を使用した場合、原則として
・1人につき2袋を超えた場合
・3人以上の世帯で5袋を超えた場合

持ち込み先を確認する業者には処理を依頼する場合はこちら↓



(廃棄物計画課 ☎ 328-2359)



事業ごみは市の収集には 出せません

事業ごみとは、店舗・事務所・病院・学校・農業などの業種、規模にかかわらず、事業活動に伴って生じるすべてのごみのことです。

事業ごみは、事業者の責任で適正に処理することが法令で義務付けられており、少量であっても、家庭ごみのステーションに出すことはできません。

事業者が自ら処理施設に持ち込むか、廃棄物処理業の許可を持つ業者に処理を委託してください。詳しくは、市ホームページへ。

(事業ごみ対策課 ☎ 328-2362)



市営住宅の通年募集 (募集団地一覧の更新)

☒ 事前に指定した入居促進住宅
※エレベーターのない団地や棟で、入居率がおおむね8割以下の住宅や、募集を行っても入居がなかった住宅。

対象の住宅は、3月7日(木)から市ホームページに一覧を掲載します。

【申し込み】

☒ ①3月8日(金)午前9時半~午後3時 ②3月11日(月)以降は午前9時~午後4時 ☒ ①国際交流会館大広間A・B ②市営住宅管理センター(市庁舎9階) ☒ 上記場所で直接申し込み(先着順) ☒ 申請者の本人確認書類(代理人の場合は、委任状と代理人の本人確認書類)

【共通】

☒ 中央・北・西区は(☎ 327-5101)、東・南区は(☎ 311-7833)

詳しくは、市ホームページへ。
※現在募集中の通年募集団地についてはこれまで通り申し込み受け付けを行います。

(市営住宅課 ☎ 328-2461)

熊本市が管理する道路の 占用料が改定されます

4月1日から看板、日(雨)よけ、工事用足場等の占用料が改定されます。

主な物件の占用料は次のとおりです。

○看板(表示面積1m²につき1年) …11,000円

○日(雨)よけ(占有面積1m²につき1年) …1,500円

○工事用足場(占有面積1m²につき1月) …1,100円

※令和5年度以前から占用を継続している物件については、激変緩和措置(前年度占用料の1.2倍までを上限)があります。

(土木総務課 ☎ 328-2468)

熊本市が管理する公園の 使用料が改定されます

4月1日からイベント等において、テントやステージを設置する場合等の使用料が改定されます。

主な物件の使用料は次のとおりです。

○テントやステージ(占有面積1m²につき1日) …110円

○工事用足場(占有面積1m²につき1月) …1,100円

※令和5年度以前から占用を継続している物件については、激変緩和措置(前年度使用料の1.2倍までを上限)があります。

(みどり政策課 ☎ 328-2523)

春の火災予防運動が始まります

火災の発生を予防し、尊い生命や財産を守るため、3月1日(金)から7日(木)までの間、春季全国火災予防運動が始まります。空気が乾燥し、火災発生の危険性が高まる時季ですので、火の取り扱いには十分注意しましょう。一人ひとりのこころがけで、火災のない安全なまちづくりを目指しましょう。

(消防局予防課 ☎ 363-0263)

火の用心!新生活での火災予防

進学、就職などで一人暮らしを始め、家事に不慣れの方が火災の被害にあうことがあります。次のことに気を付けて安全な新生活を送りましょう。

- ・火災からの逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- ・寝具、衣類、カーテン等は、火が触れても燃え広がりにくい防災品を使用する。
- ・火災を小さいうちに消すために住宅用消火器を設置する。

(消防局予防課 ☎ 363-0263)

点字の納税概要書を送付します

☒ 希望者に対して、固定資産税・市県民税・軽自動車税の納税通知書と一緒に点字の納税概要書(納税義務者名、税目、年税額、納期、納期ごとの税額などを記載)を送付します ☒ 3月15日(金)までに電話で固定資産税課へ

(固定資産税課 ☎ 328-2195)

社会実験モニター募集 植木バス停周辺パーク&ライド、 サイクル&ライド

無料

期 4月~9月 ☒ 植木町商工会南側市

川尻散策古地図デジタルスタンプラリー開催中!

期間 3月24日(日)まで

川尻の歴史的建造物等のスタンプ地点10地点のうち、6地点のデジタルスタンプを獲得された方に、『川尻商店粋』にて、達成プレゼントをお渡し。

さらに、アンケートに回答いただいた方の中から抽選で3人に、川尻ゆかりの品々の詰め合わせギフトが当たるチャンスも。詳しくは、市ホームページへ。

(都市デザイン課 ☎ 328-2508)



くらしの中の人権 123

自死遺族に関する人権問題

身近な人が自死で亡くなった場合、突然の死によるショックや、止めることができたのではという自責など、ご遺族の苦しみははかりしれません。

誤解や偏見の中で、家族を亡くしたことを周囲に話さず、悲しみを封印してきたご遺族もいます。

この状況に対して、自死を「語ることでできる死」に変えようと、法制化を求める10万余の署名活動が行われました。

そのような声に応じて、平成18年6月には『自殺対策基本法』が制定され、平成19年6月には『自殺総合対策大綱』が策定されました。

自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などさまざまな社会的要因が考えられ、心理的に「追い込まれた末の死」とであると言われています。

「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指し、社会全体の問題として対策や支援に取り組みしましょう。今後、自殺対策の知識を深め、ご遺族に対して、偏見や誤解をなくし、適切な対応をとることが必要です。

(人権政策課 ☎ 328-2333)

STREET ART-PLEX KUMAMOTO EXTRAVAGANZA 2024

無料

日時 3月16日(土)午後4時半~8時半

場所 中心市街地各所(上通、下通、サンロード新市街など)

内容 音楽・大道芸等のアートパフォーマンスを複数箇所ですトリート上に展開
※エクストラヴァガンザ=“ぜいたくな大騒ぎ”、“熱狂的音楽劇”といった意味の言葉。

詳しくは、STREET ART-PLEX KUMAMOTOホームページへ。



昨年の様子

(商業金融課 ☎ 328-2424)